

## 令和7年度 名張市地域おこし協力隊【山村資源活用プランナー】募集要項

名張市は三重県の西部に位置し、奈良県、三重県伊賀市・津市に隣接しており、近畿・中部両圏の接点にある人口約7万5千人のまちです。

豊かな水と緑に恵まれた中山間地や田園地帯としての性格を維持しつつ、近鉄大阪線の利用で大阪まで約1時間というアクセス条件の良さから、昭和40年代以降に大規模な宅地開発が進んだ結果、大阪方面へのベッドタウンとして急速に発展し、生産地と消費地を併せ持っています。

森林・林業を取り巻く環境については、市内の52.6%にあたる6,827haの森林を有しており、うち65.1%にあたる4,443haが人工林となっています。市内北部の森林は丘陵地で人工林率は低くなっている一方、南部は急峻な地形が多く、森林資源が豊富で優良な木材を産出しています。

しかしながら、近年、過疎化や森林所有者の高齢化等により、間伐等の適正な管理が行われない森林が増加し、本来、森林が有する多くの公益的機能が将来的に十分に発揮されなくなり、農村地域の環境、景観、さらにはコミュニティーの存続にまで影響を及ぼすものと危惧しています。

このような中、市内で唯一、振興山村地域<sup>※1</sup>に指定されている国津地域では、豊富な森林資源のみならず、山水を水源とし、昼夜の寒暖差によるおいしい米や、野菜、椎茸等の栽培環境や、鮎が生息し夏には鮎釣りが楽しめる清流など、多くの山村資源を有しており、これまで味噌やこんにゃくの特産品化など住民の創意工夫による取組が展開されてきました。さらに、恵まれた地域資源を活用し山村と都市住民相互の交流を図り、木工、竹細工、草木染め、陶芸といった様々な体験を行う国津の杜<sup>※2</sup>「はぐくみ工房あららぎ」を開設しているところですが、高齢化により指導員が不在となるなど当該施設の機能が発揮できておらず、有効活用が課題となっているところです。

そこで、豊富な山村資源の活用によるはぐくみ工房あららぎの活性化、交流人口・関係人口の拡大、地域ビジネスの創出、名張市の新たな魅力やブランドづくりを推進する地域おこし協力隊（委託型）を募集します。

### ※1 振興山村地域

山村振興法に基づき、林野率75%以上かつ人口密度1.16人/ha未満の昭和25年2月1日における市町村の区域単位で指定したもの

### ※2 国津の杜

「くにつふるさと館」、「はぐくみ工房あららぎ」で構成する名張市の施設

#### 【くにつふるさと館】

地域の高齢者等が生き生きと、生きがいをもって活動するための拠点施設。地域の豊かな農林産物を活用した特産品開発、農林業振興に関わる指導的な人材の育成、子どもや都市住民を対象として研修会等を通じて地域の活性化を図る。

#### 【はぐくみ工房あららぎ】

国津地区の恵まれた地域資源を活用し、山村と都市住民相互の交流を通じて地域活性化を図る体験施設。

## 1 募集概要

「山村資源活用プランナー」を募集します。

国津の杜、名張産の木材をはじめとした山村資源活用による地域活性化の一翼を担う人材「山村資源活用プランナー」として活躍いただける「地域おこし協力隊（委託型）」1名を募集します。

(1) 募集人数

1名

(2) 主な従事場所

名張市内の振興山村地域

(3) 求める人材

はぐくみ工房あらかぎの利活用の促進を主軸とし、山村資源活用による都市と農村の交流促進に取り組みながら、活動期間終了後には、当市で地域資源を活用したビジネスを確立し展開していただける人材

(4) 主な活動内容 \*地域、関係機関等と連携し、次の活動を行っていただきます。

①「はぐくみ工房あらかぎ」の利活用の促進

②国津の杜、森林、農林産物等の資源を活用した体験型交流イベント等の企画・開催による都市と農村の交流促進

③林業知識・林業技術の習得及び地域林業の支援、魅力の情報発信

④恵まれた自然を活かした農業の実践、魅力の情報発信

⑤山村資源を活かした特産品・商品づくり、販路研究・販売

(注) ①②は必須

③④は、活動期間終了後の隊員の事業展開を見据え、隊員の得意分野を活かして市と協議しながら取り組む活動

(5) その他の活動

- ・三重県等が主催する協力隊のスキルアップ研修への参加（年間2、3回程度）
- ・三重県等が開催する自身の活動と関係する研修等への参加
- ・名張市が行う地域おこし協力隊の広報活動（広報紙への寄稿、ケーブルテレビ出演等）への協力
- ・任期後の定住に向けた生活基盤の構築活動
- ・日報、月報、年間活動成果の報告

(6) 活動開始時期

令和8年1月5日（月）から活動を開始いただく予定です。

## 2 募集対象者

[必須要件] 次の要件をすべて満たす人が対象となります。

- (1) 応募時点で、都市地域等（「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の名張市の要件を満たしている地域）に居住しており、名張市に住民票を異動して居住できる人
- (2) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる人
- (3) 普通自動車運転免許を有する人
- (4) パソコン操作（ワード、エクセル等）、SNSやブログの操作ができる人
- (5) 活動期間満了後も当市に引き続き定住する意欲のある人
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

## 3 待遇など

### (1) 雇用形態

名張市地域おこし協力隊として名張市長が委嘱し、名張市との間で業務委託契約を締結していただきます。（名張市との雇用契約及び雇用関係はありません。）

### (2) 委託料

次のアとイの合計額を毎月委託料として支払います。

#### ア. 地域おこし活動に対する対価

基本額 20万円/月

※地域おこし活動に対する対価は、2年目以降、受託者との面談及び活動内容を審査し、活動内容に問題がない場合、総務省「地域おこし協力隊の推進に

向けた財政措置」で定める上限を超えない範囲で増額を行います。

#### イ. 地域おこし活動に要する経費

1年間の総額が200万円を超えない範囲の額で、活動に係る下記経費の実費を支給します。原則として隊員の立替払とし、翌月の5日までに業務委託料請求書を作成し、証拠書類とともに市へ提出いただきます。

市内の住居の借上料	賃貸借契約に基づき、借上料の一部を支給します。支給額は、名張市職員の給与に関する条例第8条の3の規定に基づき、算出した額（上限額28,000円/月）とします。
活動用車両の借上料	上限額30,000円/月 ※車両の自賠責及び任意保険、車検、点検、修理などの経費は自己負担となります。
協力隊に関する研修会への参加等に係る旅費	実費払い

傷害保険加入料	活動中の怪我に備えて傷害保険に加入してください。（労働災害保険の適用はありません。）
地域おこし活動に要する消耗品費	事務用品、活動に関する専門書、活動用の作業着など、消耗品として分類されるものが対象となります。
その他市が必要と認めたもの	イベント開催、リーフレット制作、パソコンリース料やインターネット通信費、活動車等の燃料費など、業務の遂行に伴う活動に必要なものに限ります。 備品の購入費は対象外です。

※住居に係る光熱水費や通信料、生活備品や消耗品、食費（活動時も含む）、転居に係る費用、活動以外でも使用できる物の購入費など、地域おこし活動とは直接関係のない費用は対象外です。

### （3）任用期間

委嘱の日から令和8年3月31日までとします。ただし、活動状況や実績等に応じて最長3年まで延長できます。

### （4）業務日数等

業務日数は、ひと月当たり20日程度（最低業務日数は15日）、1日当たりの業務時間はおおむね7時間程度を目安とし、業務開始時間、業務終了時間、作業場所その他業務遂行に必要な事項の決定、個別具体的な業務の遂行方法は隊員が裁量によって行っていただきます。したがって業務時間を超過した部分の対価（残業代）は支払いません。

### （5）社会保険等

業務委託契約のため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。

### （6）その他

- ・労働災害保険の適用はありません。活動中の怪我に備え傷害保険に加入してください。
- ・個人事業者として、必ず確定申告を行ってください。
- ・地域おこし協力隊員としての業務に支障がない範囲での副業は認めます。副業をしようとするときは、市に届出書を提出してください。

## 4 応募受付

### (1) 受付期間

令和7年6月2日(月)から 令和7年9月30日(火) 17時必着  
※下記(3)申込先に(2)応募書類を郵送または持参してください。

### (2) 応募書類(提出いただく書類)

○名張市地域おこし協力隊応募用紙(名張市ホームページからダウンロード)

○企画提案書 ※第2次選考の際にプレゼンテーションをしていただきます。

テーマ「私が思う名張の魅力と山村資源活用による地域活性化」

・独創性と実現性の高いものとしてください。

・書式は任意。A4サイズ1～2枚程度

○住民票の写し

○運転免許証の写し

※選考結果に関わらず、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

### (3) 申込・問い合わせ先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市役所 産業部 農林資源室「地域おこし協力隊担当」宛

電話番号：0595-63-7625

メールアドレス：nourin@city.nabari.lg.jp

## 5 選考方法

受付期間中に応募があった場合、その都度随時以下のとおり選考審査を行います。

### (1) 第1次選考〔書類選考〕

応募書類をもとに、応募者が必須要件をすべて満たしているかどうかを確認します。結果については、選考審査終了後に応募者にメール及び書面により通知します。

実施時期 令和7年10月上旬

### (2) 第2次選考〔面接選考〕

第1次選考合格者を対象に、面接による第2次選考を実施します。

実施時期 令和7年10月下旬

※詳細な日程は第1次選考合格者に対し、改めてご案内します。

場 所 名張市役所

実施内容 ・自己紹介を兼ねたPR(3分程度)

・提出いただいた企画提案書に基づくプレゼンテーション(5分程度)

・審査員からの質問(15分程度)

注意事項 ・面接にお越しいただくための旅費は応募者の自己負担となります。

### (3) 最終選考結果通知

最終選考結果については、第2次選考に参加いただいた方にメール及び書面により合否を通知します。

## 6 採用決定後のスケジュール

### (1) 委嘱状の交付

次のとおり、名張市地域おこし協力隊として名張市長から委嘱状を交付します。

実施時期：令和8年1月上旬

場 所：名張市役所

### (2) 業務委託契約の締結

委嘱状交付後速やかに、名張市との間で業務委託契約を締結していただきます。

### (3) 住民票の異動

委嘱日以降、速やかに住民異動届の手続きを行ってください。

## 7 その他留意事項

### (1) 委嘱の取り消し

活動期間中であっても次の場合は委嘱を取り消すことがあります。

- ・地域おこし協力隊の自己都合により解嘱の申し出があったとき。
- ・地域おこし協力隊が法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ・地域おこし活動に従事する者としてふさわしくない行為があったとき。
- ・地域おこし協力隊自らが名張市外へ住所を移したとき。
- ・心身の故障のために地域おこし活動の遂行が困難になったとき。
- ・その他、名張市が地域おこし協力隊員として不適格と認めたとき。

以 上